様式ＩＤ	NTAOHOB665010110

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(二十一)
令八・四・一以後終了事業年度分

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に関する事項

		元号 年 月 日							元号 年 月 日										
認定年月日	1	N01					新設特定業務施設の事業供用日	2	N11					事業実施地域	E01				

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準雇用者数 (34) (人)	3	G01		移転型新規雇用者総数 (人)	14	G12	
地方事業所基準雇用者数	4	G02		移転型特定非新規雇用者数	15	G13	
調整地方事業所基準雇用者数 ((3)と(4)のうち少ない数)（マイナスの場合は０）	5	G03		移転型特定非新規雇用者基礎数 (((13)－(14))と(15)のうち少ない数)（マイナスの場合は０）	16	G14	
特定新規雇用者数	6	G04		対象移転型特定非新規雇用者基礎数 ((12)と(16)のうち少ない数)	17	G15	
特定新規雇用者基礎数 ((5)と(6)のうち少ない数)	7	G05		税額控除限度額 30万円×(7)＋20万円×((9)＋(12)＋(17)) (円)	18	G16	
移転型特定新規雇用者数	8	G06		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	19	G17	
移転型特定新規雇用者基礎数 ((7)と(8)のうち少ない数)	9	G07		当期税額基準額 (19)× 20/100	20	G18	
新規雇用者総数	10	G08					
特定非新規雇用者数	11	G09		当期税額控除可能額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	21	G19	
特定非新規雇用者基礎数 (((5)－(10))と(11)のうち少ない数)（マイナスの場合は０）	12	G10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑬」)	22	G20	
移転型地方事業所基準雇用者数	13	G11		当期税額控除額 (21)－(22)	23	G21	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準年度		元号	年	月	日	当期税額控除可能額 ((25)と(26)のうち少ない金額) (円)	27	G29	
	N03								
	N04								
地方事業所特別基準雇用者数 (40) (人)	24	内 G71				調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑭」)	28	G30	
		G26							
地方事業所特別税額控除限度額 40万円×((24)－(24の内書))＋30万円×(24の内書)	25	G27				当期税額控除額 (27)－(28)	29	G31	
差引当期税額基準額残額 (20)－(別表六(二十)「27」)－(21)	26	G28							
法人税額の特別控除額 (23)＋(29)							30	G32	

基準雇用者数に関する明細 (人)

当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数	(32)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (31)－((32)－(33))
31	32	33	34
G33	G34	G35	G36

地方事業所特別基準雇用者数に関する明細

適用年度	(1)が令和６年３月31日以前である場合	(1)が令和６年４月１日以後である場合		
	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	旧措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数	旧措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 ((37)と(38)のうち少ない数)（マイナスの場合は０）
35	36	37	38	39
元号 年 月 日				
自 N05	内 G54	内 G58	内 G62	内 G66
至 N06	G37	G41	G45	G49
自 N07	内 G55	内 G59	内 G63	内 G67
至 N08	G38	G42	G46	G50
自 N09	内 G56	内 G60	内 G64	内 G68
至 N10	G39	G43	G47	G51
当期分	内 G57	内 G61	内 G65	内 G69
	G40	G44	G48	G52

地方事業所特別基準雇用者数 ((36)の計と０のうち多い数)＋((39)の計) (人)	40	内 G70
		G53